

## 令和3年第1回市会定例会 追加議案提出一覧

**I 一般議案 3件**

- 1 条例の一部改正 3件 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正 ほか2件

**合計 3件**

令和3年3月5日発送

令和3年3月12日提出

お問合せ先

総務局総務課長

田中 敦

Tel 045-671-2046

# 市第 160 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する 条例等の一部改正について

## 1 提案理由

令和 3 年 1 月 25 日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 10 号）」が定められました。

そのため、省令の基準に合わせ、関連条例の一部を改正します。

## 2 改正趣旨

感染症対策の強化、非常災害対策、業務継続に向けた緊急時の取組に加え、人員基準の厳格化、虐待防止対策のさらなる推進などを基準として定め、障害児入所施設、児童発達支援事業所等に対し、より質の高いサービスの提供を求めています。

## 3 主な改正内容

### (1) 感染症対策等の強化

食中毒の予防及び感染症のまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を義務付けます。（3 年の経過措置あり）

### (2) 非常災害対策の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないものとします。

### (3) 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合にも、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施を義務付けます。（3 年の経過措置あり）

### (4) 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業者に対する研修の実施を義務付けます。（1 年の経過措置あり）

### (5) 虐待防止のさらなる推進

利用者の虐待の防止をさらに推進するため、その対策を検討する委員会の開催と検討結果の従業者への周知徹底、担当者の設置、従業者に対する研修の実施等を義務付けます。（1 年の経過措置あり）

(6) テレビ会議等の活用

業務の効率化や感染防止の観点から、支援計画等の作成のための会議について、テレビ電話等を活用した会議等での開催を可とします。

(7) 児童発達支援及び放課後等デイサービスの人員配置基準

サービスの質を向上させる観点から、日常生活を送る上で恒常的に医療的ケアを必要とする障害児に医療的なケアを行う場合、看護職員を置くことを義務付けます。（医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合などは置かないことができることとします）

(8) 指定福祉型障害児入所施設の人員配置基準

人員基準の厳格化によりサービスの質を向上させる観点から、主として知的障害のある児童又は盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設における児童指導員及び保育士の総数を、おおむね障害児の数を4.3から4で除して得た数以上に変更します。（1年の経過措置あり）

#### 4 改正条例

- (1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第60号）
- (2) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年条例第61号）
- (3) 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年条例第62号）

#### 5 施行期日

令和3年4月1日（改正される省令と同日）

# 市第 161 号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正について

## 1 提案理由

令和 3 年 1 月 25 日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（以下「基準省令」という）」が定められました。

そのため、基準省令に基づく本市の関係条例の一部を改正します。

## 2 改正趣旨

障害福祉サービス等を提供する事業者に、感染症対策、業務継続、非常災害対策等の強化や、障害者虐待防止の更なる推進、障害福祉の現場の業務効率化を図るためのテレビ電話等 I C T 活用の推進、効果的な就労支援に向けた取組の強化などについて求めるものです。

## 3 主な改正内容

### (1) 感染症や食中毒対策の強化

感染症の発生、食中毒の予防及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を義務付けます。（3年の経過措置あり）

### (2) 非常災害対策の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないものとします。

### (3) 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合にも、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けます。（3年の経過措置あり）

### (4) 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や指針の整備、研修の実施等を義務付けます。（1年の経過措置あり）

### (5) 障害者虐待防止のさらなる推進

障害者虐待防止のさらなる推進のため、従業者への研修の実施、委員会の設置と検討結果の従業者への周知徹底、責任者の設置を義務付けます。（1年の経過措置あり）

### (6) テレビ会議等の活用

業務の効率化や感染予防の観点から、委員会及び支援計画の作成等のための会議について、テレビ電話等を活用した会議等の開催を可とします。

(7) 効果的な就労支援に向けた取り組みの強化

ア 利用者が就労定着支援の利用を希望する場合の連絡調整を強化します。

イ 就労移行支援員の常勤要件を廃止します。

ウ 就労定着支援事業において、「対面での支援」における「対面」の要件を緩和し、テレビ電話等の利用その他の対面に相当する方法によることを可とします。

エ 就労継続支援A型事業者に、国の定めた事項の自己評価と結果の公表を義務付けます。

#### 4 改正条例

(1) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月28日条例第64号)

(2) 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月28日条例第65号)

(3) 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月28日条例第66号)

(4) 横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月28日条例第67号)

(5) 横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月28日条例第68号)

(6) 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月28日条例第69号)

(7) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例(平成30年3月横浜市条例第36号)

#### 5 条例の施行予定日

令和3年4月1日(基準省令等の施行日と同日)

# 市第 162 号議案 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例等の一部改正について

## 1 提案理由

令和 3 年 1 月 25 日に介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（以下、「基準省令」という。）」が定められました。

そのため、基準省令に基づく本市の関連条例の一部を改正します。

## 2 改正趣旨

「感染症や災害への対応力強化」、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ります。

## 3 主な改正内容

### (1) 感染症や災害への対応力強化

ア 感染症対策の強化について、介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組として委員会の設置、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を義務付けます。（3年の経過措置あり）

イ 業務継続に向けた取組の強化について、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付けます。（3年の経過措置あり）

### (2) 地域包括ケアシステムの推進

ア 介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けます。（3年の経過措置あり）

イ 施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、現行の 1 ユニットの定員を「おおむね 10 人以下」から「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないもの」とします。

ウ 認知症高齢者グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設します。

### (3) 自立支援・重度化防止の取組の推進

ア 施設系サービスについて、口腔衛生管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生管理の実施を求めます。（3年の経過措置あり）

イ 施設系サービスについて、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付け、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求めます。（3年の経過措置あり）

(4) 介護人材の確保・介護現場の革新

ア 運営基準において実施が求められる各種会議等の実施について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等のICTを活用した実施を認めます。

イ 認知症高齢者グループホームの夜勤職員体制について、現行の1ユニットごとに夜勤1人以上の配置から、3ユニットの場合に一定の要件の下、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとします。

ウ 認知症高齢者グループホームの「第三者による外部評価」について、自己評価を運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該仕組みと既存の外部評価によるいずれかの評価を受けることとします。

(5) 制度の安定性・持続可能性の確保

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとします。

#### 4 改正条例（全14条例）

- (1) 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月条例第70号）
- (2) 横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年12月条例第71号）
- (3) 横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月条例第72号）
- (4) 横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年3月条例第23号）
- (5) 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月条例第73号）
- (6) 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第74号）
- (7) 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第75号）
- (8) 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）
- (9) 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号）
- (10) 横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第51号）
- (11) 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）
- (12) 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号）

- (13) 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 52 号）
- (14) 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 30 年 3 月横浜市条例第 37 号）

## 5 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日（改正される省令と同日）

一部の改正規定については基準省令の施行日に合わせて、令和 3 年 10 月 1 日